## 平成28年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果(主なもの)

#### 1 地方創生 -地域資源の利活用-

| No. | 提案主体<br>(関係府省)                | 事項   | 実現内容及び効果  |
|-----|-------------------------------|--|---|
| 1   | 埼玉県<br>(国土交通省)                | 既存の住宅を寄宿舎に<br>活用する場合、一定の<br>要件を満たすことによ<br>る寄宿舎の階段基準の<br>合理化<br>(建築基準法)   | 寄宿舎の階段基準について、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることにより、住宅の寄宿舎(シェアハウス、グループホーム等)への転用が円滑に行われ、既存ストックの有効活用に資する。<br>【告示改正】 |
| 2   | 兵庫県、滋賀県、<br>関西広域連合<br>(厚生労働省) | 空き家を活用して農林<br>漁業体験民宿業を行う<br>場合における旅館業に<br>関する規制緩和 <sup>※</sup><br>(旅館業法) | 空き家を活用して農林漁業体験民宿業を営む施設を含む簡易宿所の客室<br>面積要件を緩和することにより、空き家の活用による都市農村交流を促<br>進する。<br>【政令改正】  |
| 3   | 指定都市市長会(国土交通省)                | 公有地の拡大の推進に<br>関する法律に基づき取<br>得した土地の活用の促<br>進<br>(公有地の拡大の推進に<br>関する法律)     | 先買い制度に基づき取得した土地について、個々の土地ごとに宅地としての賃貸又は譲渡が可能であることを明確化することや相談窓口を設置し、個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じることにより、地域のニーズに応じた土地の有効活用の促進に資する。<br>【通知】          |

| No. | 提案主体<br>(関係府省)          | 事項  | 実現内容及び効果   |
|-----|-------------------------|---|--|
| 4   | 釧路市、八王子<br>市<br>(国土交通省) | 都市公園に設置できる施設(児童館、地縁団体の会館施設)の明確化<br>(都市公園法)                    | 地域のニーズに応じ、都市公園内に児童館、地縁団体(自治会等)の会館施設を設置できることを明確化することにより、子どもと子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実や地域活動の活性化につながる。<br>【通知】                            |
| 5   | 岐阜県<br>(国土交通省)          | 都市公園における運動<br>施設の敷地面積に係る<br>基準の弾力化*<br>(都市公園法)                | 都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計が、当該都市公園の敷地<br>面積の百分の五十を超えてはならないと定められている基準を「参酌す<br>べき基準」とし、条例に委任することにより、地域のニーズに応じた運<br>動施設の整備に資する。<br>【政令改正】 |
| 6   | 豊田市(国土交通省)              | 公営住宅の明渡請求の<br>対象となる高額所得者<br>の収入基準の条例化 <sup>※</sup><br>(公営住宅法) | 公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準について、一<br>定の範囲内で地方公共団体が条例で定めることを可能とすることにより、<br>地域の住宅事情を踏まえたより適切な公営住宅の管理運営に資する。<br>【法律改正】                |

| No. | 提案主体<br>(関係府省) | 事項   | 実現内容及び効果   |
|-----|----------------|--|--|
| 7   | 富山県(国土交通省)     | 下水道処理区域内の便<br>所について、合併処理<br>浄化槽に連結して汚水<br>処理できる場合の明確<br>化<br>(建築基準法) | 公共下水道の処理区域内であっても、災害時においては、合併処理浄<br>化槽に連結した便所とすることが可能であること等を明確化することによ<br>り、地域の状況に応じた迅速な災害対応に資する。<br>【通知】                          |
| 8   | 香川県<br>(文部科学省) | <b>奨学金を活用した大学</b><br>生等の地方定着の促進<br>(奨学金を活用した大学生<br>等の地方定着促進要綱)       | 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設置した基金は、日本学生支援機構の無利子奨学金の全ての採用者(予約採用者、在学採用者等)に対する奨学金返還支援への活用が可能であることを明確化することにより、大学生等の地方定着の促進に資する。<br>【周知】 |

# 2 子ども・子育て支援 -地域の実情に応じた利用者支援-

| No. | 提案主体<br>(関係府省)                             | 事項   | 実現内容及び効果  |
|-----|--|--|---|
| 1   | 兵庫県、大島県、川大島県、大島県、大島県、大島県、大島県、大島県県、大島県県、大島県 | <b>幼保連携型認定こども</b><br>園の施設に関する基準<br>の見直し(園庭、遊戯<br>室の設置基準)<br>(就学前の子どもに関す<br>る教育、保育等の総合的<br>な提供の推進に関する法<br>律)  | 従前の設備を使用している場合に限り基準より狭少の面積であっても可としている園庭の移行特例について、園舎を建替えた場合であっても園庭が従前と同面積であれば適用可とすること、及び所定の保育室を2階までに確保している場合において満3歳以上が利用する遊戯室を3階以上にも設置可能とすることにより、幼保連携型認定こども園の整備促進に資する。<br>【通知】 |
| 2   | 指定都市市長会<br>(内閣府、文部<br>科学省、厚生労<br>働省)       | 幼保連携型認定こども<br>園以外の認定こども園<br>に係る認定権限の移譲<br>(都道府県→指定都<br>市)※<br>(就学前の子どもに関す<br>る教育、保育等の総合法<br>は供の推進に関する法<br>律) | 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を都道府県から指定都市に移譲することにより、指定都市における認定こども園に係る行政の窓口が一本化され、利用者や事業者にとって利便性が向上するとともに、子どもに関する施策を地域の実情に応じて指定都市が総合的に推進することに資する。<br>【法律改正】              |
| 3   | 特別区長会<br>(内閣府、厚生<br>労働省)                   | 家庭的保育事業等の連<br>携施設の確保に関する<br>要件の明確化<br>(児童福祉法)  | 家庭的保育事業等には卒園後の受入先となる連携施設の確保が必要であるが、認可時にそうした連携施設を確保できない場合は、卒園児に関する市町村の利用調整等で利用乳幼児の卒園までに受入先となる連携施設を確保することも可能である旨を明確化することにより、家庭的保育事業等への事業者参入の促進に資する。<br>【通知】                     |

| No. | 提案主体<br>(関係府省)   | 事項   | 実現内容及び効果  |
|-----|--|--|---|
| 4   | 兵庫県、滋賀県、<br>和歌山県、鳥取<br>県、徳島県、堺<br>市<br>(内閣府、厚生<br>労働省) | 病児保育事業の職員配<br>置要件に係る特例措置<br>(病児保育事業実施要<br>綱)                   | 離島・中山間地等の市町村において、利用児童数が2名以下の場合には、一定の研修を受けた看護師1名及び緊急に対応可能な看護師1名の配置で対象となるよう国庫補助要件の特例措置を設けることにより、病児保育実施地域の拡大に資する。<br>【要綱改正】                                      |
| 5   | 東広島市<br>(内閣府、厚生<br>労働省)                                | 延長保育事業等と放課<br>後児童クラブを合同で<br>実施する場合の特例措<br>置<br>(児童福祉法)         | 延長保育事業等の定員に空きがあり、放課後児童クラブの利用児童数が<br>少ない場合、一定の要件の下で、一体的な運営を可能とすることにより、放<br>課後における児童の受け皿の拡大に資する。<br>【通知】  |
| 6   | 松山市、愛媛県<br>及び県内市町、<br>栃木県、広島市<br>(厚生労働省)               | 都道府県が行う「放課<br>後児童支援員認定資格<br>研修」に関する受講み<br>なし等の要件緩和等<br>(児童福祉法) | 放課後児童支援員認定資格研修について、他の研修で同等の科目を受講している場合に、科目の一部を受講したこととみなすこと等により、放課後児童支援員を確保しやすくなり、放課後児童クラブの充実に資する。<br>【周知】   |
| 7   | 倉敷市、高知市<br>(内閣府、文部<br>科学省、厚生労<br>働省)                   | 子ども・子育て支援新<br>制度における支給認定<br>証の任意交付<br>(子ども・子育て支援<br>法)         | 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときに交付する支給認定証を希望者にのみ交付することにより、保育標準時間・保育短時間に係る認定区分の変更があった場合、支給認定証の交付を希望しない保護者は、支給認定証の返還が不要となるため、保護者、回収・再交付を行う市町村、それぞれの負担の軽減に資する。<br>【府令改正】 |

| No. | 提案主体<br>(関係府省)          | 事項   | 実現内容及び効果  |
|-----|-------------------------|--|---|
| 8   | 宇都宮市 (内閣府、文部 科学省、厚生労働省) | 保育士の処遇改善に係<br>る加算の認定権限の移<br>譲(都道府県→指定都<br>市・中核市)<br>(子ども・子育て支援<br>法) | 保育士の処遇改善に係る加算の認定権限を都道府県から中核市に移譲することにより、認定期間を短期化し、事業者が保育士に対し、早期に加算分を反映した賃金を支払うことができるため、保育人材や保育サービスの質の確保に資する。<br>【通知】                   |
| 9   | 広島市<br>(厚生労働省)          | 民生委員・児童委員の<br>職務に関する運用の工<br>夫及び主任児童委員制<br>度の活用方法の明確化<br>(児童福祉法)      | 民生委員・児童委員の職務については、地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことも可能であること、主任児童委員等の活用方法等を明確化することにより、児童委員・主任児童委員制度の活用の拡充につながるとともに、民生委員の負担軽減に資する。<br>【通知】 |

# 3 一億総活躍社会の実現 一高齢者・障害者支援一

| No. | 提案主体<br>(関係府省) | 事項   | 実現内容及び効果  |
|-----|----------------|--|---|
| 1   | 大分市<br>(厚生労働省) | 指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の<br>移譲(都道府県→中核市)<br>(児童福祉法)  | 指定障害児通所支援事業者の指定等の権限を都道府県から中核市に移譲することにより、障害児通所支援事業者と当該サービスを利用する障害者への対応が一体的に行えるようになり、中核市による効果的な事務の実施や障害児に対するサービス向上に資する。(指定都市は移譲済)【法律改正】                               |
| 2   | 宇都宮市(厚生労働省)    | 指定障害福祉サービス<br>事業者等の業務管理体<br>制の整備に関する届出<br>の受理等の権限移譲 <sup>※</sup><br>(都道府県→中核市)<br>(障害者の日常生活及び<br>社会生活を総合的に支援す<br>るための法律) | 指定障害者福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務・権限を都道府県から中核市に移譲することにより、業務管理体制の整備状況を中核市が把握することが可能となり、当該事業者等に対する適切な指導・監督の実施に資する。(指定都市は移譲済)<br>【法律改正】 |
| 3   | 特別区長会(厚生労働省)   | 「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築可能な場合の明確化(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)   | 「障害者向けグループホーム」は、一定の場合には「特別養護老人ホーム」と同一の敷地内に合築することが可能であることを明確化することにより、「障害者向けグループホーム」の整備促進に資する。<br>【通知】  |

| No | 提案主体 (関係府省) | 事項  | 実現内容及び効果   |
|----|-------------|---|--|
| 4  | 島牧村(厚生労働省)  | 指定小規模多機能型居<br>宅介護の居間及び食堂<br>の共用可能な場合の明<br>確化<br>(介護保険法)       | 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂は、当該介護の提供に支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用可能であることを明確化することにより、限られた施設を有効活用することが可能となり、小規模自治体等における必要に応じた介護サービスの効果的な提供に資する。<br>【通知改正】 |
| 5  | 川口市(総務省)    | 他の地方公共団体の定<br>年退職者等を任期付職<br>員制度により任用でき<br>ることの明確化<br>(地方公務員法) | 地方公共団体の定年退職者等を任期付職員制度に基づき他の地方公共<br>団体においても任用できることを明確化することにより、地方公共団体<br>における多様な人材の活用の促進に資する。<br>【通知】  |

## 4 住民サービスの向上

| No. | 提案主体<br>(関係府省)                                      | 事項  | 実現内容及び効果   |
|-----|---|---|--|
| 1   | 兵庫県、洲本市、<br>川西市、滋賀県、<br>大阪府、和歌山<br>県、川越市<br>(厚生労働省) | 70歳から74歳の国民健<br>康保険被保険者の高額<br>療養費支給申請手続の<br>簡素化<br>(国民健康保険法)  | 高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の<br>判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証拠書類)の添付<br>を省略できることを明確化することにより、被保険者の利便性の向上<br>に資する。<br>【通知】   |
| 2   | 広島市<br>(厚生労働省)                                      | 年金記録全般の相談に<br>市町村における窓口装<br>置を利用可能であることの明確化<br>(市町村における窓口装<br>置を用いた「ねんきん特<br>別便」等の年金記録に関<br>する相談業務実施要領) | 市町村における「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」又は「厚生年金加入記録のお知らせ」の年金記録に関する相談業務に使用されている窓口装置(ウインドマシン)は、年金記録全般の相談に利用可能であることを明確化することにより、業務上必要な年金情報を迅速に確認できるようになり、住民サービスの向上に資する。<br>【周知等】 |

| No. | 提案主体<br>(関係府省)  | 事項   | 実現内容及び効果  |
|-----|---|--|---|
| 3   | 京大和県都連知(情総学省新阪歌、市合事内報務省、、県島関九府護、厚土滋兵、県西州、委文生交資庫鳥、広地、個員部労通県県取京域方、人会科働省、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | マる加バ援務の地定務援う助(個別では、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個 | マイナンバー制度による情報連携の項目追加・明確化により、添付書<br>類の省略等住民の利便性を向上させるとともに、地方公共団体の事務処<br>理の効率化に資する。【法律改正、周知等】   |
| 4   | 京都市(厚生労働省)  | 生活保護の要保護者の<br>資産・収入等の効果的<br>な調査の実施 <sup>※</sup><br>(生活保護法)     | 保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する調査がより<br>円滑に運用されるよう、主要な経済団体に対して協力要請を行うことにより、<br>生活保護制度のより適正な実施に資する。<br>【協力要請】   |
| 5   | 岐阜県<br>(環境省)  | シカ、イノシシ等の被害の防止に係る既存の制度を組み合わせた対応方法の通知<br>(鳥獣保護法)                | 一定の区域内において、シカ、イノシシ等の第二種特定鳥獣による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応について、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域や休猟区の特例の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に通知することにより、シカ、イノシシ等による農林業被害の防止や、生態系への影響の抑止に資する。<br>【通知】 |

| No. | 提案主体<br>(関係府省)           | 事項  | 実現内容及び効果  |
|-----|--------------------------|---|---|
| 6   | 千葉県<br>(環境省)             | 指定管理鳥獣捕獲等事<br>業交付金事業の活用に<br>係る国との協議の廃止<br>(指定管理鳥獣捕獲等事<br>業交付金事業実施要綱)          | 都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に当たり、<br>指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の環境省との協議を<br>廃止することにより、事務負担が軽減され、シカ、イノシシ等による農<br>林業被害の防止や生態系への影響の抑止について、より迅速な対応が可<br>能となる。<br>【要綱改正】  |
| 7   | 滑川市<br>(経済産業省、<br>国土交通省) | 砂利採取計画の認可事<br>務等について、市町村<br>長から都道府県知事等<br>への要請が実施可能な<br>場合の考え方の明確化<br>(砂利採取法) | 市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときに実施できる都道府県知事等への要請について、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化することにより、都道府県知事等が砂利採取計画の認可等を行うに当たって、市町村長が把握する地域の実情がより適切に反映されるようになり、砂利の採取に伴う災害の防止に資する。<br>【通知】 |
| 8   | さいたま市<br>(内閣官房、警<br>察庁)  | 国民保護法に規定する<br>「緊急通行車両」の明<br>確化<br>(武力攻撃事態等における国民の保護のための措<br>置に関する法律)          | 地方公共団体が国民保護措置を的確に実施するための現地調整所を迅速に設置するための出動に使用する自動車は、国民保護法に規定する「緊急通行車両」に位置付けられることを明確化することにより、地方公共団体において、国民保護法上の国民保護措置の的確かつ迅速な実施が可能となる。<br>【周知】   |
| 9   | 西予市<br>(総務省)             | 救急隊編成基準の特例<br>拡大※<br>(消防法)  | 過疎地域等において救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救<br>急隊員一人以上をもって編成することが可能となることにより、過疎地<br>域等における必要な救急体制の確保に資する。<br>【政令改正】  |
| 10  | 岩手県<br>(内閣府、厚生<br>労働省)   | 全国的な災害福祉支援<br>体制の構築<br>(災害救助法)  | 災害の状況や被災地のニーズを踏まえ、全国的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を行うことにより、災害時の高齢者、障害者等の要配慮者に対する福祉的支援の充実に資する。<br>【周知等】   |

# 5 これまでの地方分権改革の取組強化等

| No. | 提案主体<br>(関係府省)                       | 事項   | 実現内容及び効果  |
|-----|--------------------------------------|--|---|
| 1   | 兵庫県、滋賀県、<br>京都府、鳥取県、<br>徳島県<br>(環境省) | 国定公園における大規<br>模な工作物の新築等に<br>係る国との協議の廃止<br>(自然公園法)          | 国定公園における一定の要件を超える工作物の新築等に係る許可の際に必要となる環境大臣との協議を廃止することにより、事務負担が軽減され、<br>鳥獣害対策に係る防護柵の設置等について、地域の実情を踏まえた迅速<br>な対応が可能となる。<br>【省令改正】  |
| 2   | 関西広域連合、<br>栃木県、広島県<br>(国土交通省)        | 土地利用基本計画に<br>係る国との協議の見<br>直し <sup>※</sup><br>(国土利用計画法)     | 平成27年対応方針を踏まえ、都道府県が策定する土地利用基本計画に係る国土交通大臣との協議について、廃止を含めた適切な在り方について<br>検討中。   |
| 3   | 福島県、愛知県(農林水産省)                       | 都道府県の地域森林計<br>画に係る国との協議の<br>一部廃止 <sup>※※</sup><br>(森林法)    | 都道府県が定める地域森林計画のうち森林施業の合理化に関する事項の<br>変更等の際の農林水産大臣との協議を届出とすることにより、都道府県によ<br>る地域森林計画の迅速な作成につながり、都道府県の事務負担の軽減にも<br>資する。<br>【法律改正】   |
| 4   | 石川県、伊丹市(農林水産省)                       | 農業災害補償法の規定<br>により市町村が行う農<br>業共済事業の義務付け<br>の緩和<br>(農業災害補償法) | 市町村が行う農業共済事業のうち、家畜共済事業について、対象となる<br>畜産農家の状況を踏まえて、一定の場合には家畜事業を実施しないことを可<br>能とすること、及び都道府県農業共済保険審査会について、農業共済組合<br>連合会が存在しない場合に都道府県が設置しないことを可能とすることによ<br>り、市町村の事務負担の軽減に資する。<br>【法律改正】 |